霜月自治会自主防災会規約

（名　称）

第１条　この会は、霜月自治会（ちはら台東７・８丁目）自主防災会（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在）

第２条　本会の事務所は、ちはら台地区自治会館内に置く。

（目　的）

第３条　本会は、地域市民の隣保共同の精神に基づく、自主的な活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

（１）平常の事業

ア　防災知識の普及に関すること。

イ　火気使用設備器具点検に関すること。

ウ　防災に必要な物資及び、資機材の備蓄に関すること。

エ　防災訓練の実施に関すること。

オ　その他災害の予防に関すること。

（２）災害時の応急活動

ア　情報収集及び伝達に関すること。

イ　出火防止及び初期消火に関すること。

ウ　非難に関すること。

エ　被災者の救護、救出、その他保護に関すること。

オ　町内の警備、安全に関すること。

カ　給水及び給食に関すること。

キ　防疫、衛生に関すること。

ク　情報等の本部への報告及び、市の防災対策への協力に関すること。

ケ　その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会　員）

第５条　会員は、霜月自治会にある所帯をもって構成する。

（役　員）

（役　員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　４名

（３）理　事　　２名

（４）会　計　　１名

（５）班　長　　８名

（６）監　査　　１名

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長・理事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

３　会計は、会の経理の運営及び、会の所有する資機材の管理にあたる。

４　班長は、班長会の構成員となり、会務の運営にあたる。

５　監査役は、会の会計を監査する。

（会　議）

第８条　本会に、総会及び班長会を置く。

（総　会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。だだし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）防災計画の作成及び改正に関すること。

（３）事業計画に関すること。

（４）予算及び決算に関すること。

（５）その他、総会が必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を理事会に任意することができる。

（班長会）

第 10 条　班長会は、会長、副会長、理事、会計及び班長によって構成する。

２　班長会は、次の事項を審議し、実施する。

（１）総会に提出すべきこと。

（２）総会により委任されたこと。

（３）その他班長が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第 11 条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るために、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

（１）地震等の発生時における、防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）その他必要な事項。

（会　費）

第 12 条　本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

（経　費）

第 13 条　本会の運営に要する費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第 14 条　会計年度は、毎年４月１日の始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第 15 条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。だだし、必要な場合は臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

（委　任）

第 16 条　この規約を定めるもののほか、必要な事項は班長会の決議を経て、会長が別に定める。

付　則

この規約は平成 16 年４月 15 日から施行する。